

東京都震災復興マニュアル（復興施策編）修正 における主な検討事項

主な検討事項	課題・背景	検討項目
第1章 復興体制の構築		
復興体制への移行に伴う事項の検討	熊本地震では復興本部の立ち上げが遅れる傾向にあった教訓から、発災直後から復興準備に着手するため、復興体制を本年4月から移行した。 (復興本部運営の事務局を総務局から政策企画局に移行)	復興本部における意志決定の流れなど復興本部運営上の継続項目を検討する。 また、都の復興方針・復興計画の策定にあたり、庁内での連携、国の復興方針との関係や整合性の図り方などについて確認・検討する。
広域的な避難時の対応	東日本大震災においては、震災後7年半経った現在でも約5万8千人の避難者が存在。避難の広域化、期間の長期化は、被災地の復興や避難者の生活再建に大きな影響を及ぼしている。	首都直下地震等の発生時にも、居住する区市町村の区域をまたがって広域的に避難し、避難先での仮住まいの長期化が想定される。 こうした避難生活時における避難者の情報の把握、住まいや日常生活等の再建に向けた支援などの対応について検討する。
オープンスペース利用調整	発災時には、がれき（廃棄物）の集積所や応急仮設住宅の建設など各種の用地需要が発生する。大規模災害時にこれらの用地確保や利用調整が課題となっている。	発災時の緊急・応急対策から復興の過程において、必要な用地（オープンスペース）の利用調整を適切に行うため、利用調整の主体、内容等について検討し、実行性の向上を図る。
復興基金	現行マニュアルでは復興基金設置の手順を定めているが、復興基金の設立主体、設置方式、設置のプロセス等について再検証する必要がある。	近年の震災（東日本大震災、熊本地震等）での復興基金の制度設計や基金の使用実績の調査等を踏まえ、現行方式の妥当性等について分析・検証し、最適な基金のあり方について検討する。
第2章 都市の復興		
家屋被害概況調査・家屋被害状況調査の調査方法の見直し	現行マニュアルでは、区市町村が主体となって調査することになっている。しかし、発災から1週間に実施する家屋被害概況調査は、区市町村が避難所対応等の応急対応等に追われ、調査困難な状況に陥る可能性がある。また、発災後1週間～1ヶ月に実施する家屋被害状況調査も、現在の住家被害認定調査の調査方法を基本とした調査では、近年の実績を考慮すると、1ヶ月で完了しない恐れがある	航空写真等に加えて、国等の他機関が収集するデータを調査し、1週間以内に完了できる調査方法の見直しを検討する。

主な検討事項	課題・背景	検討項目
時限的市街地を設置するに際しての実施制度・仕組み	<p>現行マニュアルでは、3か月以内に時限的市街地を設置することとしているが、オープンスペースの少ない東京では、被災地を更地化して、仮設住宅・商店等を設置せざるを得ない。時限的市街地を設置する際の実施制度、仕組みが必要である。</p>	<p>時限的市街地を設置する上での関係法令等を整理し、モデルケースでの検討を行い、法的手続など実施制度・仕組みを明確にする。</p> <p>(※) 時限的市街地</p> <p>甚大な被害を受けた地域で、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所、その他利用可能な残存建築物からなる市街地。</p>
復興まちづくり計画のモデルプラン	<p>現行マニュアルでは、6か月以内に復興まちづくり計画を策定することとしているが、迅速に都市復興を進めるためには、東京で想定される代表的な被害パターンを基に、モデルプランを示す必要がある。</p>	<p>迅速に都市復興を進めるため、モデルプランを複数検討し、発災時の復興まちづくりを進める上での参考例としてマニュアルに掲載する。</p>
第3章 住宅の復興		
借上型仮設住宅の提供に係る体制整備	<p>熊本地震等において、申込書受付、審査、契約締結など職員の事務量が膨大であったために混乱が生じたことを踏まえ、大量供給するための供与・管理方式の再整理が必要。</p>	<p>借上型仮設住宅の提供に係る体制を整備するため、業界団体との協定締結や被災者への民間賃貸住宅の提供に係る業務フローなどを検討する。</p>
被災住宅の応急修理の実施に係る体制の整備	<p>熊本地震等において、業者不足等により修理工事が進まず、申込受付期間を都度延長した。また、件数が多く、職員の業務量が膨大であった。これらを踏まえ、施工業者の確保及び事務処理の迅速化について再整理が必要。</p>	<p>被災住宅の応急修理の実施に係る体制を整備するため、応急修理を実施する関係業界団体との協定締結等を検討する。</p>
応急仮設住宅の建設に係る体制の整備	<p>熊本地震等において、配置計画の検討・決定や用地確保のため、着工までに時間を要したことを踏まえ、早期に着工できる体制の再整理が必要。</p>	<p>応急仮設住宅の建設に係る体制を整備するため、用地の確保、工事発注等に係る業務フローの検討を行う。</p>
災害救助法に基づく基準告知の改正に伴う検討	<p>平成30年4月1日に災害救助法に基づく基準告示が新たに改正され、建設型仮設住宅の仕様等が変更されたことを踏まえ、再整理が必要。</p>	<p>建設型・借上型の仮設住宅の規模・仕様や家賃基準など、災害救助法に基づく基準告示の改正に伴う検討を行う。</p>

主な検討事項	課題・背景	検討項目
第4章 暮らしの復興		
福祉避難所等へ避難した要配慮者支援体制の整備	熊本地震では、全国から被災地に福祉専門職が集結してきたものの、福祉避難所や社会福祉施設からの需要とのマッチングがうまくいかないなどの課題が残った。発災後速やかに要配慮者を支援できる体制を整備し、生活再建を円滑に進める必要がある。	災害時に福祉施設や福祉避難所に対する支援を円滑に実施することを目的として、平成28年度に東京都災害福祉広域支援ネットワークを構築した。より実効性の高いネットワークとなるよう、発災時における情報連絡体制や福祉専門職の派遣・受入方法等について検討を行う。
第5章 産業の復興		
産業復興に向けた被害・復旧状況の把握	復興支援策を適切に展開していくためには、正確な被害・復旧状況の把握が必要	被災後に実施する事業者被害状況調査の内容や手法について検討を行う
その他		
冊子構成について	東京都震災復興マニュアル（施策編）が、発災時における都の復興施策実施上の指針、手順書として使用する観点から、マニュアルの章立て、盛り込む内容、冊子のスリム化等の冊子構成について検討する	